

「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」修正箇所一覧

	修正前	修正後	修正前（修正箇所）	修正後	備考
1	P.2 8行目	P.2 9行目	「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」をまとめました。今後、この方針（案）について広く市民の皆様からご意見を頂き、検討を重ねて、運営方針を決定してまいります。	「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を策定しました。	修正と削除
2	P.4 9行目	P.4 10行目 ～	（1）市民の課題解決に役立つ図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足
3	P.4 10行目	P.4 18行目 ～	（2）市政やまちづくりを支援する図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足
4	P.4 11行目	P.4 28行目 ～	（3）文化拠点としての図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足
5	P.4 12行目	P.5 6行目 ～	（4）東久留米の歴史と文化を継承する図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足
6	P.4 13行目	P.5 13行目 ～	（5）子ども読書活動の中軸となる図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足
7	P.4 14行目	P.5 22行目 ～	（6）出会いと交流の場としての図書館	具体的な図書館活動と方向性を追記（第二次図書館のあり方検討委員会報告の内容）	補足

8	P.6 25行目	P.8 25行目	(5) <u>選書・除籍の実務は指定管理者に委ね、市はその基準を示し、最終確認と定期的な評価及び指導を行うこと</u> で、図書館設置者としての責任を果たす。	(5) <u>選書・除籍の基準を市が示し実務は指定管理者が行う。市は資料購入の決定と除籍の最終確認及び定期的な評価と指導を行い、図書館設置者としての責任を果たす。</u>	修正
9	P.7 23行目	P.9 23行目	(7) <u>図書館事業を民間事業者が担うことになるので、市は図書館事業に対しこれまで以上に～</u>	(7) <u>指定管理者に対して業務要求水準書により目指す図書館像を明確に示すことによって、市は図書館事業に対し～</u>	修正と補足
10	P.8	P.10 9行目	新たな項目	(2) <u>市は、市が策定した資料収集方針に基づき指定管理者が提案する資料収集計画を承認する。指定管理者の選定時には、資料収集についての提案を求め、そのノウハウを選定の基準のひとつとする。</u>	新規
11	P.8 3行目	P.10 12行目	(2) <u>これまでの図書館事業について、検討組織を設けて検証し～</u>	(3) <u>これまでの図書館事業について、市教育委員会事務局に検討組織を設けて検証し～</u>	補足
12	P.8 5行目	P.10 14行目	(3) <u>中央図書館と地区館の連携体制を強化する</u>	(4) <u>中央図書館と地区館を一体的に運営する指定管理者の導入を目指し、その連携を強化するとともに、図書館行政と図書館事業の運営体制を整理する。</u>	修正と補足
13	P.8 6行目	P.10 16行目	(4) <u>市正規職員や図書館専門員の担っている業務の精査・整理を計画的に行う</u>	(5) <u>～あわせて市教育委員会事務局の組織について検討し、職員育成方針を明確にする。</u>	補足

14	P.8 7行目	P.10 18行目	<u>(5)</u> ～	<u>(6)</u> ～	修正
15	P.8 9行目	P.10 20行目	<u>(6)</u> 必要な施設整備を行う	<u>(7)</u> 今後の図書館運営に必要な施設整備を行う	補足
16	P.9 25行目	P.11 25行目	④市は、 <u>直営業務とともに図書館行政及び指定管理者の指導に必要な職員を計画的に育成し配置する。</u>	④市は、 <u>図書館行政及び指定管理者の指導のために必要な管理体制を構築する。選書・除籍や直営業務を円滑に行うために必要な職員を配置し、計画的に育成する。</u>	修正と補足
17	P.10	P.12 4行目	新たな項目	② <u>選書・除籍の実務は指定管理者が行うが、資料購入の決定及び除籍の最終確認は市が行う。市は、これらを通じて、必要な収集方針の改訂や収集計画の承認を行う能力を維持育成する。</u>	新規
18	P.10 4行目	P.12 7行目	(2) ②	(2) ③	修正
19	P.12 4行目	P.14 4行目	(4) <u>大規模改修の実施</u>	(4) <u>大規模改修の必要性</u>	修正
20	P.13	P.15 6行目	指定管理者の導入の表に追記	<u>資料購入・除籍の決定</u> (資料1の表に追記)	新規